

I 各市提出議題

- 1 土砂災害にかかるハザードマップ作成に係る財政支援制度の拡充について (松本市)
- 2 災害用備蓄用品に対する補助の設置について (須坂市)
- 3 地域公共交通の支援延長等について (伊那市)
- 4 地域公共交通の活性化及び再生に対する国の支援の充実について (長野市)
- 5 地域公共交通維持に対する国と県の支援制度の確保・充実について (中野市)
- 6 地域公共交通活性化・再生総合事業への国の補助金削減に伴う資金確保について (須坂市)
- 7 地方鉄道の支援について (松本市)
- 8 長野県市町村合併特例交付金の充実について (上田市・千曲市・佐久市・小諸市・東御市)
- 9 合併特例債の発行期間の延長について (上田市・千曲市・佐久市・小諸市・東御市)
- 10 合併特例債の発行期限延長について (安曇野市)
- 11 定住自立圏構想における中心市要件の弾力的運用について (須坂市)
- 12 公的資金補償金免除繰上償還の実施と条件緩和について (須坂市)

- 1 3 小中学校耐震化事業における仮設校舎のリース契約に対する地方債の発行について (長野市)
- 1 4 宝くじ事業の振興と効果的な資金運用等について (須坂市)
- 1 5 がん検診車の増車について (千曲市)
- 1 6 妊婦健診国庫補助の継続実施について (松本市)
- 1 7 県の感染症対策について (須坂市)
- 1 8 社会福祉施設整備事業（児童厚生施設）補助金の予算確保について (松本市)
- 1 9 国庫負担による公立保育所における運営費、施設建設費に対する助成の充実について (須坂市)
- 2 0 上水道施設（ライフライン機能強化等事業）に対する国庫補助の採択要件の緩和について (松本市)
- 2 1 ペット霊園とペット火葬施設に関する法令等の整備について (須坂市)
- 2 2 長野県内の労働基準監督署における管轄区域の再編について (安曇野市)
- 2 3 松くい虫防除対策の補助制度の拡充と抜本的対策について (松本市)
- 2 4 松くい虫被害対策について (安曇野市)
- 2 5 鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）の採択要件の緩和及び県補助金の復活について (須坂市)

- 26 団体営事業に対する採択要件の緩和と国庫補助事業の復活について (須坂市)
- 27 公共用地取得の際における未相続土地等の早期取得について (長野市)
- 28 不登校対策及び特別支援教育の充実について
(上田市・千曲市・佐久市・小諸市・東御市)
- 29 一人ひとりに応じたきめ細やかな教育の推進について (須坂市)
- 30 スクールカウンセラー配置体制の充実について (須坂市)
- 31 文化財保護事業に伴う県費補助金の拡充、増額について (千曲市)
- 32 国民健康保険事業に係わる、国の財政支援の拡充について (飯田市)

I 各市提出議題

<p>件名</p>	<p>1 土砂災害にかかるハザードマップ作成に係る財政支援制度の 拡充について (松本市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>長野県による土砂災害警戒区域等の指定とあわせて、危険情報を掲載したハザードマップなどを随時更新、作成していく必要がある。住民の安全・安心な防災体制の構築のため、ハザードマップ作成にかかる財政支援制度の拡充を要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>災害危険箇所を住民に周知するため、洪水及び土砂災害ハザードマップの作成が法律により義務付けられている。本市では21年度に旧松本市域について浸水想定区域と土砂災害警戒区域等を掲載したハザードマップ・防災マップを作成したが、今後合併5地区の土砂災害警戒区域等の指定とあわせ、危険情報を掲載したハザードマップを作成していく必要がある。</p> <p>住民の円滑な警戒避難体制を確保するためには、ハザードマップの作成とその掲載内容を地域防災計画と整合させ、最新のものに更新していく必要があるため、その経費について国、県の財政支援制度の拡充を要望する。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成21年度まで、国土交通省の総合流域防災事業において、洪水に係るハザードマップ調査に対して補助制度があった。 2 補助対象が洪水に係るハザードマップのみのため、土砂災害や火山災害を含む複合的な災害に対応するハザードマップ作成が一体化して進まない。 3 ハザードマップの更新に対する補助制度は、河川管理者が浸水想定区域を変更した場合のみとなっている。 4 今後、災害時要援護者を対象としたマップを作成していく必要もある。
<p>関係法令</p>	<p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年5月8日法律第57号 平成17年5月改正)</p>

件名	<p>2 災害用備蓄用品に対する補助の設置について</p> <p style="text-align: right;">(須坂市)</p>
提案要旨	<p>市費対応で購入している災害用備蓄用品に対する補助を新設してほしい。</p>
提案理由	<p>災害用備蓄用品は、災害時に応急処置ができるよう計画的に購入しているが、市費対応となっています。</p> <p>また、新型インフルエンザ対策のため、新たに消毒液やマスク等の購入が発生してきており、災害用備蓄用品に対する補助を要望する。</p>
現況及び課題等	<p>県防災計画に基づき、食料品等（乾パン、米穀等）、生活必需品（毛布、身の回り品等）（人口の5%、食料品等は2食分）の備蓄を計画的に購入しているが、賞味期限が切れる物があるため、毎年新たに支出がある。</p> <p>また、避難場用照明器具なども必要であり計画的に購入している。</p>
関係法令	<p>災害対策基本法</p>

件名	<p>4 地域公共交通の活性化及び再生に対する国の支援の充実について (長野市)</p>												
提案要旨	<p>① 既に認定された地域公共交通活性化・再生総合事業計画については、地方の事業実施に支障をきたすことのないよう、本来のスキームどおりの支援を行うこと。</p> <p>② 地域公共交通に対する新たな支援策について、早急に制度設計を行うこと。この際、現在検討中の交通基本法の理念である「移動権の保障」を担保できるよう、地域公共交通を維持するための地方の取り組みに対する支援の充実を図ること。</p>												
提案理由	<p>①地域公共交通活性化・再生総合事業計画の実施初年度である本市においては、国庫補助金が計画額の4割強となったことから、事業着手が困難となっている。</p> <p>②地域公共交通の活性化は継続的に取り組むべき課題であるが、事業仕分けや行政事業レビューの結果を見ると、地域公共交通に対する国の関与が小さくなるだけで、将来的な支援の姿が不明である。</p>												
現況及び課題等	<p>①【本市の平成22年度地域公共交通活性化・再生総合事業の状況】</p> <table border="1" data-bbox="325 1122 1353 1346"> <thead> <tr> <th colspan="2">22年度計画額</th> <th rowspan="2">国庫補助金の 実際の配賦額 C</th> <th rowspan="2">実際の補助率 (本来は50%) C/A×100</th> </tr> <tr> <th>全体事業費 A</th> <th>うち国庫補助金 B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>189,273</td> <td>94,636</td> <td>40,531</td> <td>21.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の状況では大幅な財源不足をきたすため、計画見直しを行わざるを得ないが、今後の国の支援策が不透明であることから、見直し作業自体が滞っている。</p> <p>②【地域公共交通活性化・再生総合事業に関する国の動向】</p> <table border="1" data-bbox="325 1585 1369 1794"> <tr> <td>行政刷新会議「事業仕分け」 『各自治体の判断に任せる。』 (長期的には財源を移して各自治体の判断に任せるべき。)</td> <td>国土交通省の行政事業レビュー 『一旦廃止』 (交通基本法の検討の中でより効果的な支援策に見直し)</td> </tr> </table>	22年度計画額		国庫補助金の 実際の配賦額 C	実際の補助率 (本来は50%) C/A×100	全体事業費 A	うち国庫補助金 B	189,273	94,636	40,531	21.4%	行政刷新会議「事業仕分け」 『各自治体の判断に任せる。』 (長期的には財源を移して各自治体の判断に任せるべき。)	国土交通省の行政事業レビュー 『一旦廃止』 (交通基本法の検討の中でより効果的な支援策に見直し)
22年度計画額		国庫補助金の 実際の配賦額 C	実際の補助率 (本来は50%) C/A×100										
全体事業費 A	うち国庫補助金 B												
189,273	94,636	40,531	21.4%										
行政刷新会議「事業仕分け」 『各自治体の判断に任せる。』 (長期的には財源を移して各自治体の判断に任せるべき。)	国土交通省の行政事業レビュー 『一旦廃止』 (交通基本法の検討の中でより効果的な支援策に見直し)												
関係法令	<p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (平成19年5月25日法律第59号)</p>												

<p>件名</p>	<p>5 地域公共交通維持に対する国と県の支援制度の確保・充実について (中野市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>地域公共交通に対するニーズや課題が地域ごと異なる中、車社会の定着等社会情勢の変化により、地方自治体の地域公共交通の維持は困難となっている。しかし、高齢者や学生等、交通不便者からの移動手段確保の要望は多い。基礎的自治体として地域公共交通を維持し、交通手段を確保しなければならないが、財政的に大きな負担となっているので、国や県の支援制度の確保・充実に要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>持続可能な地域公共交通システムの確立を目指した、国の支援制度は、支援期間が3年間であり、当市でも支援を受け、実証試験運行を実施している。しかし、国の事業仕分けや、国土交通省の行政事業レビューにより「いったん廃止し新たな支援策を検討」という結果が出ている。平成22年度の補助要望でも内示額が半分となっており、これまで以上に多くの一般財源を充てても、実証試験運行自体の継続も困難な状況となっている。地域経済の悪化に伴う市財政の悪化もあって、大きな負担となっているため、国と県に支援制度の確保と充実に求めるものである。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>国の支援は、国土交通省所管の「地域公共交通活性化・再生総合事業」であり、実証運行等の費用の50%とされている。持続可能な地域公共交通システムの構築には地域の実情も異なることから3年間でも短い期間である。自治体による地域公共交通システムの維持は必要不可欠であり、地方財政の状況を踏まえると、自治体に対して恒久的な財政支援が必要である。</p>
<p>関係法令</p>	<p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (平成19年5月25日法律第59号)</p>

<p>件名</p>	<p>6 地域公共交通活性化・再生総合事業への国の補助金削減に伴う資金確保について (須坂市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>国の補助金が大幅に削減され、「地域公共交通総合連携計画」に基づく実証実験等の資金の捻出に苦慮している。</p> <p>国が資金面でも支援する（1／2）という制度が創設されたことに併せ、須坂市でも事業を実施しているが事業半ばでの中断はできず、その資金が必要であり、不足分（差額）を国または県が確保するよう要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>地域の実情にあった創意工夫ある自主的な取組みを促し、地域公共交通の活性化・再生を支援するとした新制度であるが、国の補助金が当初見込みを大きく下回り、「地域公共交通総合連携計画」に基づく実証実験等が十分に実施できない状況にある。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>全国的にマイカーの普及や少子化等により、地域公共交通は存亡の危機にあり、国の強いリーダーシップの下、多くの地域において「地域公共交通総合連携計画」が策定され、実証実験等が実施されている。</p> <p>当市でも実証実験を実施中であり、この調査分析・継続実施が、住民の生活スタイルをマイカーから公共交通利用へ導くためには必要である。</p>
<p>関係法令</p>	<p>地域公共交通の活性化・再生に関する法律（平成19年10月1日施行）</p>

<p>件名</p>	<p>7 地方鉄道の支援について (松本市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>国は、地方鉄道の維持、改善に向けた支援策として、平成22年3月に従来の「鉄道軌道輸送高度化事業費補助」を「鉄道軌道輸送対策事業費補助」に改正し、鉄道設備など機能を向上させる事業としていた採択要件を一部見直し、機能更新の場合でも補助対象とするなど、制度の拡充を行っている。</p> <p>しかし、この制度には、計画期間に対応し補助対象経費額が鉄道事業者の全事業決算における経常損益の平均額を超えることを求める要件があり、協調補助を行う県要綱においても、国に準じて同様の要件を課している。</p> <p>このことは、交通事業者が鉄道事業の損失をその他の事業収益で補填し経常収益を確保した場合にも適用されるため、公共性の高い地方鉄道事業を継続しようとする企業の努力を阻害すること、分社化等により経営体質の弱い鉄道事業者が公共交通を担うことへの懸念もあり、当該要件について、鉄道事業者ごとの事情に配慮した柔軟な運用を要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>地方における民間鉄道事業は、公共交通離れにより経営環境が厳しさを増す状況においても、設備投資に必要な多額の資金を計画的に確保する必要があり、事業継続に向けて早急な措置を講じることが急務となっている。</p> <p>平成19年12月アルピコグループが事業再生を目指して以来、上高地線を運行する松本電鉄株は、経営の効率化等により収支改善を図っており、老朽化する橋梁や保安施設などの改修等について、国、県、市の助成事業を活用しながら、事業者負担の軽減を図り、計画的に進めていくかが課題となっている。</p> <p>そこで、鉄道事業以外の収益を含めた全事業の経常損益平均額を補助対象経費の下限とする要件を柔軟に運用することで、鉄道事業者の計画的な設備・整備の実現が図れるよう要望する。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道軌道輸送対策費補助の補助率は、国庫1/3以内且つ地方公共団体の補助する額以内、県は1/6以内若しくは市町村の協調補助額のいずれか少ない額としているため事業者負担は概ね1/3となる。 2 松本電鉄株の平成20年の鉄道事業の営業収入は約3.5億円で収益が約500万円程度であるのに対し、全事業経常収益は約6億円となっており、当該事業の採択要件を満たすためには、多額の事業費を計画する必要がある。 3 第122回県市長会（平成20年4月21日開催）に、この補助制度に関連して、国庫補助金額の下限1000万円の引き下げを要望している。
<p>関係法令</p>	<p>従前の制度 …… 鉄道軌道輸送高度化事業費補助金交付要綱 (平成21年3月27日改正 国鉄財第352号)</p> <p>現行の制度 …… 鉄道軌道輸送対策事業費補助金交付要綱 (平成22年3月30日改正 国鉄財第437号)</p>

<p>件名</p>	<p>8 長野県市町村合併特例交付金の充実について (上田市・千曲市・佐久市・小諸市・東御市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>市町村の財源も減少傾向にある中、合併に伴って生じた行政サービスの均衡化が迅速に図られるよう、長野県合併特例交付金の限度額上限まで交付するよう充実を求める。</p>
<p>提案理由</p>	<p>合併自治体に交付される長野県の市町村合併特例交付金は要綱に示された限度額に比べ、例年交付される交付額が少なく期限内に限度額上限に満たないことが予見される。</p> <p>県の財政的な状況も十分に理解できるものの、交付金の趣旨を十分に果たすために、合併特例交付金を限度額まで交付されるよう要望する。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>長野県の市町村合併特例交付金は、10年にわたって合併に伴い懸念される事項の解消に資する事業に対し交付される交付金であり、交付限度額は合併市町村の数に応じて要綱に定められている。</p> <p>しかし、現状では、県下の合併各市に共通して、要望額に対してかなり低い交付率で推移しており、このままの交付状況では期限内に限度額までの交付は困難であることが懸念される。</p> <p>合併による行政サービスの均衡化について、各市ともに主体的に取り組んでいるが、地域経済の悪化に伴う税収の減少もあり、財政負担は大きくなっている。各自治体ともに同交付金は合併後のまちづくりのための主要な財源として位置付けていることから、限度額上限までの交付を要望する。</p>
<p>関係法令</p>	<p>長野県市町村合併特例交付金交付要綱</p>

<p>件名</p>	<p>9 合併特例債の発行期間の延長について (上田市・千曲市・佐久市・小諸市・東御市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>合併特例債は、合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置として創設され、合併後10年を限度として発行できることとなっているが、合併後の経済状況の悪化等により、建設計画期間の延長を余儀なくされていることから、合併基盤整備事業が円滑、かつ計画的に実施できるよう合併後15年まで延長することを要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>上記については、平成22年5月18日(火)、19日(水)に開催された第156回北信越市長会総会において、新潟県、福井県、石川県の市長会提案により、「地方行財政の拡充強化について」として要望されている。 長野県の合併市町村においても必要性が大きく、継続して要望すべき事項と考えられるため、あらためて提案する。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>合併後の経済状況の悪化や社会情勢の変化に伴い、合併市町村の基盤整備や均衡ある発展のための建設事業が、当初想定の10年間では完了できない事態が懸念される。 合併特例債の発行期間の延長を行うことで、自治体の財政状況を踏まえた、長期的な計画に基づく事業の実施を行なうことが可能になる。</p>
<p>関係法令</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律(旧法)(昭和40年3月29日法律第6号)</p>

<p>件名</p>	<p>10 合併特例債の発行期限延長について (安曇野市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>合併特例債発行期限を10か年度から5年間以上の延長を要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>合併特例債発行期限は、「合併年度およびこれに続く10か年度」と定められている。また、発行額の全額が交付税措置されているわけではなく、償還には一般財源が必要である。</p> <p>景気低迷により、市税増収が見込めない中で一般財源負担軽減を図るためには、発行期限を延長し、発行額の平準化を行うことにより単年度負担の軽減を図る必要がる。</p> <p>合併市町村のみに発行が許される地方債の特例である合併特例債の有効活用を行うには発行期限の延長が必要である。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>安曇野市における合併特例債限度額算定では、建設事業に伴うものが発行ベースで458億円、基金造成額のもものが36億円である。</p> <p>新市発足時、起債抑制のため建設事業に伴うものは発行ベースで350億円、基金造成に伴うものは36億円と発行額を定め、市政の一体性を図るため活用を行っている。しかし、税収の落ち込みによる後年度負担などを考慮したため、発行額が合併後5年を迎える本年度予算の段階で、建設事業に伴うものが25%、基金造成に伴うものが66%の発行状況となっている。</p> <p>今後、5年間に残りの合併特例債を発行すると後年度負担が急激に増加し、収支のバランスを大きく崩すこととなる。</p> <p>財政面を考慮すると新市発足時で定めた発行額を大幅に下回り、事業計画を断念せざるを得ないケースが生じる見込であり、合併特例債発行の主旨である合併市町村の一体性、均衡性、統合性が損なわれかねない。</p>
<p>関係法令</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律（合併旧法）、地方財政法</p>

<p>件名</p>	<p>1 1 定住自立圏構想における中心市要件の弾力的運用について (須坂市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>多様性のある国土と生活の構築、そして、地方の中小都市における地域力を高めるため、定住自立圏構想の中心市要件である昼夜間人口比率を弾力的に運用し、対象となる圏域を拡大するよう要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>政府が進める定住自立圏構想の中心市(周辺地域に都市機能が及んでいる市)の要件は、①原則人口5万人以上(少なくとも4万人超)、②昼夜間人口比率1以上とされている。</p> <p>しかし、基準に満たなくとも、地域の特色を活かした生活に密着した有益な取り組みや地域の課題解決へ結びつく方策などを対等・協力の関係にたって自主的な協議により、迅速、柔軟かつ的確に実現することが期待できる圏域はある。</p> <p>山川に隔てられた地形的条件などから、一体性のある地域として一定の圏域を形成し、これまで連携や協力をしてきた地域特性などを考慮していただきたい。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>◆須高地区(須坂市、上高井郡小布施町・高山村)の現況(H22.5.1)</p> <p>須坂市 52,555人 小布施町 11,117人 高山村 7,394人</p> <p>① 須坂市の昼夜間人口比率 0.97(H17国勢調査)</p> <p>須坂市への小布施町(0.81)、高山村(0.76)からの流入があるが、千曲川を隔てて県庁所在都市の長野市に隣接しているため、1.0未満となっている。</p> <p>② 3市町村は歴史的に「上高井郡」として一体性が強く、須坂市は上高井郡の行政の中心地としてその中心地区が須坂市である。現在、既に以下の連携がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 須坂市消防本部 ・ 地域医療福祉ネットワーク(H22.4設置。全国的にも先駆的事例) ・ 観光振興の連携 ・ 文化・芸術、スポーツ、教育、農協、医師会をはじめとする各種団体や、それぞれが主催する各種行事が3市町村一体で行われている。 <p>県内で中心市の要件を満たす市は、長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、中野市、佐久市の9市である。</p>
<p>関係法令</p>	<p>定住自立圏構想推進要綱(平成21年4月1日施行)</p>

<p>件名</p>	<p>12 公的資金補償金免除繰上償還の実施と条件緩和について (須坂市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>平成19年度～21年度の期間で行われた公的資金補償金免除繰上償還について、今後も財政状況に関わらず全ての自治体を対象として、条件を緩和したうえで公的資金の補償金免除繰上償還を実施されたい。</p>
<p>提案理由</p>	<p>地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえて、地方財政の健全化による将来的な国民負担の軽減を目的に、財政の健全化を推進する地方公共団体を対象に高金利の地方債の元利償還金の負担を軽減するために、平成19年度から3年間の臨時特例措置として「公的資金補償金免除繰上償還制度」が認められることとなったが、深刻な地域経済の低迷等の実態を踏まえ、3年間延長されることとなった。</p> <p>本市では、行財政改革の方針として平成16年3月に「行財政改革チャレンジプラン」を策定しており、この取り組みを基本に、普通会計では「財政健全化計画」を、水道事業及び下水道事業会計では「公営企業経営健全化計画」を平成19年度に策定(計画期間は平成19年度～平成23年度)し、人件費の支出の削減、維持管理経費の見直し、上下水道料金の収納率の向上などにより、経営の健全化に取り組んできた。一方で、収入面では景気低迷などの影響により、税込、料金収入ともに大きく落ち込んでおり、厳しい財政状況となっている。</p> <p>本市では昨年度、須坂市行財政改革第2次チャレンジプラン(計画期間は平成22年度～平成24年度)を策定し、引き続き行財政改革に取り組んでいるが、厳しい財政状況は今後も続くことが予想されるため、更なる条件緩和(補償金免除繰上償還対象債の低率化等)を要望する。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>本市としては、本計画で策定した財政改革・健全化効果の達成に向け鋭意努力しているが、本計画は平成18年度末時点の状況により平成19年度から平成23年度までの財政状況を推計し作成したものであるため、計画と現在の財政状況とに乖離が生じており、計画達成が厳しいものも出てきている。</p>
<p>関係法令</p>	<p>公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱</p>

<p>件名</p>	<p>13 小中学校耐震化事業における仮設校舎のリース契約に対する地方債の発行について (長野市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>小中学校耐震化事業において、地方自治体の財政負担を軽減し、事業を促進するため、仮設校舎のリースを起債対象とするよう制度の拡充を図られたい。</p>
<p>提案理由</p>	<p>本市では、小中学校校舎等の耐震化について、文部科学省の「安全・安心な学校づくり交付金事業」による支援を活用しながら事業の推進を図っているが、多大な財政負担が生じることから、平成31年までの間に計画的に整備することとしている。</p> <p>校舎の改築及び鉄骨造校舎の補強工事をする際には、ほとんどの場合仮設校舎が必要となるため、本市においては、工事請負契約に比して安価なリース契約により仮設校舎を確保している。しかし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「安全・安心な学校づくり交付金事業」における起債対象事業費は、交付金の対象事業費とされているにもかかわらず、実際に交付金の対象事業となった場合でも、本体工事と同一契約の場合以外は起債対象と認められていない。 ・工事契約としての仮設校舎建設は、起債対象と認められており、しかも元利償還に交付税措置がある。 ・仮設校舎のリースについては、バランスシートにおける取得価額として固定資産（校舎本体）の価格形成に含まれるものであって、本工事に伴って直接必要な経費であり、公共施設の建設事業の一部である。
<p>現況及び課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・豊野中学校改築事業 仮設校舎リース契約額 159,600 千円 ・篠ノ井西中学校改築事業 仮設校舎リース契約額 135,101 千円 <p>耐震性が確保されていない小中学校校舎：91 棟（平成22年4月1日現在） うち事業着手している校舎11 棟（H22当初予算で、設計・建設費用を計上）</p>
<p>関係法令</p>	<p>地方債同意等基準運用要綱</p>

件名	<p>14 宝くじ事業の振興と効果的な資金運用等について (須坂市)</p>
提案要旨	<p>地方財政の一層の拡充のため、市町村振興宝くじなど宝くじ事業のさらなる振興と、より効果的な資金運用と配分を要望する。</p>
提案理由	<p>宝くじが、その収益金等により地方財政資金の調達を始め、市町村の健全な発展、コミュニティ活動の促進等にこれまで果たしてきた役割は多大である。 今般、内閣府行政刷新会議では、政府系の公益法人が行う事業の横断的見直しを行うこととし、同会議のワーキンググループでは、(財)日本宝くじ協会、(財)自治総合センター、(財)全国市町村振興協会については廃止とし、諸問題が解決されるまでは、宝くじの許可権限者である総務大臣は宝くじの販売を認めるべきではないこととするとした。さらに、(財)地域活性化センター、(財)地域総合整備財団についても、当該法人の所管官庁である総務省において、必要な指導を行っていただきたいとの前提で事業の廃止とした。 県、国においては、宝くじ事業のさらなる振興と、地方財政の一層の拡充等のため、効果的な資金運用と配分等の必要な改善策を早期に検討、講じることが必要である。</p>
現況及び課題等	<p>(財)日本宝くじ協会、(財)自治総合センターは、宝くじの普及宣伝事業について発売元(都道府県等)より再委託を受けて実施している。 また、(財)全国市町村振興協会は発売元からの分担金(収益金の一部に相当する額)を収入の一部として各種の事業を行っている。 それぞれの事業は投資においても、地域振興や活性化のため様々に活用されており、平成22年度は須坂市関係だけでも、(財)自治総合センター「一般コミュニティ助成事業」、「青少年健全育成助成事業」のほか、(財)地域総合整備事業団「地域共創ビジネス支援事業」、「まちなか再生支援専門家派遣事業」、(財)地域活性化センター「地域おこし研修会受託事業」、また、(財)長野県市町村振興協会では「一般コミュニティ助成事業」で事業採択されている。</p>
関係法令	<p>「全国自治宝くじ事務協議会規約」ほか</p>

件名	<p>15 がん検診車の増車について</p> <p style="text-align: right;">(千曲市)</p>																
提案要旨	<p>悪性新生物は、昭和 56 年からわが国の死亡原因の第 1 位となり、現在に至っており、国民の生命及び健康にとって重大な問題となっています。</p> <p>国は、平成 19 年 4 月がん基本法を制定、同年 6 月、同法に基づき「がん対策推進基本計画」を策定しました。県においても、がん対策推進計画が策定され各種施策が図られてきているところです。</p> <p>これらの施策の中で、がんの早期発見のため、国は受診率 50%を数値目標にしています。しかし、長野県の平成 20 年度の実態は、胃が 8.8%、肺が 13.8%、大腸が 16.8%、子宮が 19.2%、乳房が 5.7%と、目標にはほど遠い数字となっています。</p> <p>そこで県に対し、是非とも検診実施機関に、がん検診車の増車や検査機器の整備について支援をしていただくよう要望する。</p>																
提案理由	<p>県下の各市町村では、がんの予防に関する啓発及び知識の普及とともに、がんの早期発見のための検診事業を推進しており、今後、更に受診者増を図っていかねばならないと思いますが、現状は検診の受け皿が少なく、厳しい状況にあります。県として、受診者増に見合った検診体制を構築していただきたい。</p>																
現況及び課題等	<p>がん検診の中のひとつとして、当市は乳房検診（マンモグラフィ）を 40～74 歳の当該年度に偶数年齢に達する方（2 年に一度）を対象に、毎年受診者を募り実施しています。</p> <table border="1" data-bbox="322 1281 1254 1478"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>検診希望者数</th> <th>検診受診者</th> <th>検診日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>415</td> <td>306</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>497</td> <td>361</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>522</td> <td></td> <td>10（希望は 11 日）</td> </tr> </tbody> </table> <p>県内で唯一の集団検診機関である「長野県健康づくり事業団」に委託していますが、1 日の受診者 40 人を目処にという事業団の要望により、22 年度の割り振りをしたところ、検診日数が例年より 2 日多い 11 日必要となりました。しかし、事業団の年間スケジュールは一杯で平日は無理、土日のしかも 1 日と言われ、急遽女性特有のがん検診該当者にはクーポン券使用の医療機関での検診に変更をお願いしました。また、子宮がん検診についても同様に、医療機関で受けていただくようお願いしてきたところです。</p> <p>受診率 50%達成には、集団検診や施設検診などいろいろな検診方法が必要で、特に「集団検診の受け皿」である検診車の増車や検査機器の整備について、早急に取り組む必要があります。</p>	年度	検診希望者数	検診受診者	検診日数	20	415	306	9	21	497	361	9	22	522		10（希望は 11 日）
年度	検診希望者数	検診受診者	検診日数														
20	415	306	9														
21	497	361	9														
22	522		10（希望は 11 日）														
関係法令	<p>がん対策基本法 健康増進法</p>																

<p>件名</p>	<p>16 妊婦健診国庫補助の継続実施について (松本市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>妊婦健診にかかる費用については、平成22年度末までの間、国庫補助、地方財政措置により1/2ずつ支援するとされているが、平成23年度以降も同様の国庫補助、地方財政措置の継続を強く要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>国の生活安全対策として、妊婦健診の公費負担の拡充（現行5回から14回）が盛り込まれ、平成20年度2次補正予算により決定された。 しかし、平成22年度までの間は追加分の9回分に対しては国庫補助1/2、地方財政措置1/2の支援があり、現在、平成23年度以降の状況は、未定であるが、平成23年度以降も国による同様の支援を要望する。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 現行の5回分は、地方財政措置されている。 2 上乘せの9回分と超音波検査については、平成22年度までの間、国庫補助、地方財政措置により1/2ずつ支援することとしている。 3 仮に、平成23年度以降全額市町村負担となった場合、膨大な財源が必要となる。
<p>関係法令</p>	<p>平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金（妊婦健康診査支援基金）交付要綱</p>

<p>件名</p>	<p>18 社会福祉施設整備事業（児童厚生施設）補助金の予算確保 について （松本市）</p>
<p>提案要旨</p>	<p>社会福祉施設整備事業のうち、児童館・児童センターの施設整備、放課後児童クラブ施設の施設整備に係る国庫補助金の予算確保をお願いしたい。</p>
<p>提案理由</p>	<p>本市では、昭和40年度前半から児童館・児童センターの整備を実施してきており、現在、老朽化し狭隘な木造児童館が7館あるが、最近の経済状況や共働き家庭の増加に伴い、放課後児童健全育成事業の登録児童が急増しており、これらの木造児童館の改築整備を計画的に実施していく必要がある。</p> <p>また、比較的広い児童センターでも登録児童が急増しており、小学校に余裕教室がない場合は、放課後児童クラブ施設の建設をせざるを得ない状況のため、施設整備のための国庫補助金の予算確保について要望する。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>木造児童館の状況</p> <p>1 建設年度 昭和40年代建設 …… 5館、昭和50年代建設 …… 2館</p> <p>2 登録児童数 80人以上 …… 2館、50人以上 …… 1館、40人以上 …… 1館</p>
<p>関係法令</p>	

<p>件名</p>	<p>19 国庫負担による公立保育所における運営費、施設建設費に対する助成の充実について (須坂市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>保育所の運営、施設整備、用地取得等に係る経費は、本来、国と地方の両者で負担すべきものであることから、運営費、施設整備費に対する助成の拡充と、用地取得に対する助成制度の創設を求める。</p>
<p>提案理由</p>	<p>公立保育所の運営費、施設整備費に係る経費は、従来は負担金・補助金制度において、国と地方の責任が明確な費用分担をしていたが、国の三位一体の改革により、平成 16 年度からは運営費が、平成 18 年度からは施設整備費がそれぞれ一般財源化された。</p> <p>この結果、市町村独自の責任において自治体の自主性を生かした保育行政が推進できる一方で、厳しい地方財政の中において、より充実した保育事業を展開できない状況にある。</p> <p>児童福祉法において、国と地方公共団体は児童の健やかな育成に責任を負う立場であるとされており、保育所における経費は国や地方がその責任において負担するものとして、明確に予算化されるべきものであると考える。</p> <p>また、保育施設として必要な用地であれば、前記の理由から国も負担するべきものとするので、用地取得費を含めた助成の制度化を要望する。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>須坂市では、昭和 30 年代後半から 50 年代前半に建てられた保育所が、老朽化し耐震上の不安もあることから、順次改築を行う必要に迫られている。</p>
<p>関係法令</p>	

<p>件名</p>	<p>20 上水道施設（ライフライン機能強化等事業）に対する国庫補助の採択要件の緩和について (松本市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>ライフライン機能強化事業の一環である布設後20年を経過した老朽铸铁管更新事業の国庫補助の採択要件が、今年度から資本単価70円/m³以上が90円/m³以上となった。新規採択事業にあっては、この採択基準に合わない採択されないため、資本単価の要件を70円/m³以上に戻すよう要望する。 (本市の平成21年度資本単価：76.4円/m³) 【資本単価設定が見直しされた背景】 昨年11月の行政刷新会議における事業仕分けの評価結果等を踏まえた、国庫補助制度の見直しによるもの。</p>
<p>提案理由</p>	<p>上水道の送・配水管をできるだけ早急に耐震化することが国から求められており、本市としてもこの耐震化を図るべく年次計画で平成15年度から補助事業を取り込みながら老朽管の更新事業を進めているが、近年の厳しい経済状況と節水型社会の定着により、水需要が伸び悩む中で、公営企業の経営は厳しさを増すため、国庫補助採択基準の緩和を要望する。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>本市の上水道の基幹配水管路の中で、昭和42年以前に布設された老朽铸铁管が52kmを占めていたため、昭和52年度からの第1次改良事業で布設替えに着手し、平成22年度の第6次改良事業の終了までに38kmの老朽管を更新する計画である。 今までの当該更新事業の補助率は1/4（新規補助採択分からは1/3）で、補助対象も老朽铸铁管のみで、消火栓や給水管は補助対象外であり、総事業費に占める実質的な補助割合は、10%程度になってしまうが、この補助金を取り込めないと、その財源は水道事業債に頼らざるを得なくなるため、国庫補助採択要件の緩和については、水道事業者にとって喫緊の課題である。</p>
<p>関係法令</p>	<p>水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱</p>

<p>件名</p>	<p>21 ペット霊園とペット火葬施設に関する法令等の整備について (須坂市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>ペット葬儀の需要が増える一方で法規制がない状況が続いている。霊園やペット火葬施設が、近隣の住民感情に配慮した適切な施設となるよう廃棄物処理法等の法令の整備を行うよう要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>ペット霊園やペット火葬施設は火葬場と同様の施設内容でありながら、「墓地、埋葬等に関する法律」に該当しない。</p> <p>一方、ペット霊園事業において取扱われる動物の死体は、埋葬や供養等行われることから「廃棄物処理法」に該当しないとの国の見解が示されており、ペット霊園事業者が当該死体を取扱う場合は廃棄物処理業の許可が不要である。</p> <p>また、ペット行政の根拠となる改正動物愛護管理法は、生きたペットを扱う業者にしか適用されない。</p> <p>火葬場と同様に、こういった施設を居住地区内や近隣に建設されたくないとの住民感情があるため、トラブルに発展しやすく、規模が小さくとも法律の規制対象とすることを要望する。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>当市ではペット霊園とペット火葬施設の事業計画の話があり、トラブルを防ぐため市として地元区や周辺事業者、周辺地権者の同意を得ていただくよう指導し、事業者は同意を得るよう努めてきたが、地元区の同意が得られないままに本年4月に開業した。</p> <p>ペット霊園やペット火葬施設を建設する場合には、建築基準法等の一般的規制があるのみで建設が可能となる。</p> <p>このため、突然住宅地に当該施設が建設されてしまい、事業者と住民のトラブルになり自治体が公共用地に計画地を購入したり、市有地を斡旋するなどしている事例がある。</p> <p>また、ペット火葬、埋葬業者を規制する法律もなく、この4月には、埼玉県でペット葬儀業者が山林に犬猫の死骸を遺棄し、廃棄物処理法違反で逮捕される事件が発生している。</p>
<p>関係法令</p>	<p>「廃棄物処理法」「墓地、埋葬等に関する法律」</p>

<p>件名</p>	<p>22 長野県内の労働基準監督署における管轄区域の再編について (安曇野市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>市町村合併に伴い、安曇野市と松本市の行政区域内に大町労働基準監督署と松本労働基準監督署の管轄区域が存在する。</p> <p>長野県内の労働基準監督署における管轄区域を再編していただくよう要望されたい。</p> <p>長野市内にも、長野労働基準監督署と中野労働基準監督署の管轄区域が存在する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>安曇野市は平成17年10月1日に南安曇郡の豊科町・穂高町・三郷村・堀金村及び、東筑摩郡の明科町と合併した。また、南安曇郡の梓川村は平成17年4月1日に松本市と合併した。しかし、安曇野市の旧明科町地域は松本労働基準監督署管内、松本市の旧梓川村地域は大町労働基準監督署管内のままとなっている。</p> <p>安曇野市および松本市の行政区域内にそれぞれに二つの労働基準監督署の管内が存在する現状は、地方行政を進めるうえでも効率的でないので管轄区域を再編していただきたい。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>労働基準監督署の業務は、1、労働条件の改善を要する事業場に対する監督指導。2、労働災害が発生した際の理由究明や再発防止対策。3労働基準法や労災保険に関する相談・助言・指導等。となっている。</p> <p>市内の工事現場や事業所で事故等が発生した場合や市民が相談窓口に来庁しても、発生した場所や事業所の所在によって報告先や相談する監督署が異なるのは行政効率がよくないし、市民サービスの点からも好ましくない状況である。</p> <p>早急に管轄区域を統一してほしい。</p>
<p>関係法令</p>	

<p>件名</p>	<p>23 松くい虫防除対策の補助制度の拡充と抜本的対策について (松本市)</p>																												
<p>提案要旨</p>	<p>国、県による補助事業は、森林病虫害等防除事業補助金交付要綱に基づき、国が2/4、県が1/4を補助することとなっており、国から県へ予算配分後、市町村へ交付されている。しかし、松くい虫被害が年々増大している現状から、実際は、配分枠を超える事業量を処理しており、市単独事業で対応せざるを得ない。よって、全事業量が補助対象となるよう、国・県の補助制度の拡充を要望する。</p> <p>さらに、現在の被害対策では、被害の拡大を遅延することはできるが撲滅させることが困難であるため、抜本的な対策と防除法の改正を要望する。</p>																												
<p>提案理由</p>	<p>松くい虫は他の地域で未処分になっていると、そこから次第に伝染していくため、下記の理由により提案するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業予算が不足しているため、市の単独予算で対応せざるを得ない。 2 枯れた松に対する伐採・燻蒸・破砕処理を実施しているが、変色していない松でも感染している場合があり、新たな検出方法が必要である。 3 森林所有者が確認できない松は放置される場合があるため、承諾がなくても処分できるようにする必要がある。 																												
<p>現況及び課題等</p>	<p>1 被害状況の推移</p> <table border="1" data-bbox="322 1402 1390 1653"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害本数</td> <td>63</td> <td>81</td> <td>634</td> <td>281</td> <td>463</td> <td>725</td> </tr> <tr> <td>事業費(千円)</td> <td>893</td> <td>1,669</td> <td>25,350</td> <td>8,220</td> <td>15,174</td> <td>20,825</td> </tr> <tr> <td>補助金額(千円)</td> <td>0</td> <td>315</td> <td>5,470</td> <td>4,830</td> <td>7,728</td> <td>11,907</td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> 2 平成21年度の被害は、マツタケ産地である四賀地区において全体の48%を占めており、地域産業への深刻な影響が危惧される。 3 不在地主が多く、現地と所有者の照合に時間を要する。 	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	被害本数	63	81	634	281	463	725	事業費(千円)	893	1,669	25,350	8,220	15,174	20,825	補助金額(千円)	0	315	5,470	4,830	7,728	11,907
区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																							
被害本数	63	81	634	281	463	725																							
事業費(千円)	893	1,669	25,350	8,220	15,174	20,825																							
補助金額(千円)	0	315	5,470	4,830	7,728	11,907																							
<p>関係法令</p>	<p>補助金交付規則（昭和34年長野県規則第9号） 森林病虫害等防除事業補助金交付要綱（昭和60年長野県告示第404号）</p>																												

<p>件名</p>	<p>25 鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業） の採択要件の緩和及び県補助金の復活について（須坂市）</p>
<p>提案要旨</p>	<p>鳥獣被害防止総合対策交付金等（鳥獣被害防止総合支援事業）について、国補助事業のハード事業（捕獲した鳥獣等の処理加工施設、電気柵、防護柵等）採択要件は、費用対効果分析に係る資料を提出することとされているが、電気柵や防護柵については、中山間地等の特性に鑑み、費用対効果に関わらず補助金の対象となるよう採択要件の緩和を要望する。</p> <p>なお、県の電気柵費用の補助の復活を要望する。（県補助は、20年度で廃止された。）</p>
<p>提案理由</p>	<p>鳥獣被害については、農作物だけに止まらず、環境被害（学校通学路へ出没、家屋の破損等）も増加している。また、農作物被害でも家庭菜園が多く見られる。現在、国から示された費用対効果分析の算出方法では、農作物等の生育阻害防止効果や品質低下防止効果、生産減収被害防止効果などの算定項目であるため、費用対効果が見込まれず申請が困難である。</p> <p>平成21年度より県の野生鳥獣被害総合対策事業による電気柵の費用が廃止となり、国（鳥獣被害防止総合対策交付金）へ移行したが、先般の事業仕訳けにより鳥獣被害防止総合対策事業の費用も削減され、市の単独事業となり、対策費用の捻出に苦慮している。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>現在、市では、鳥獣被害防止対策で最も効果的な電気柵の設置を進めている。設置にあたっては、「地域で設置することとし、さらに地域での維持管理」を条件として、全額市の負担で原材料を支給している。先にも述べたとおり、環境被害への対応とともに、自家用菜園に対しても幅広く電気柵での対策ができるような、事業が必要である。</p> <p>遊休荒廃農地の増加も防げる。</p>
<p>関係法令</p>	<p>鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱 (平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知) 鳥獣害防止総合対策事業における費用対効果分析の実施について (19生産第9426号平成20年3月31日農林水産省生産局長依命通知)</p>

<p>件名</p>	<p>26 団体営事業に対する採択要件の緩和と国庫補助事業の復活 について （須坂市）</p>
<p>提案要旨</p>	<p>団体営事業における採択基準は受益地面積が5ha以上であるので、引下げ緩和を要望する。 また、事業仕分けに伴い平成21年度で廃止となった、農地有効利用支援整備事業の復活を要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>新設や改良工事の整備を希望する農道は、延長も短く採択基準である受益地面積5ha以上を満たさない箇所が多く、事業採択申請ができない状況にあるため、引下げ緩和を要望する。 また、部分的な用排水路の改修や簡易な暗渠排水・湧水処理等の実施により、自給率向上を図ための支援事業であった農地有効利用支援整備事業の復活を要望する。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>現在の農業は、総体的にみれば農業従事者の高齢化・農業後継者の不足、農家戸数の減少、遊休・荒廃農地の増加などを背景に農業生産基盤が衰退しつつある。 このような現状を打開するため、生産基盤整備や経営基盤強化が必要と考える。具体的には、農道の新設改良工事や用排水路の改修及び簡易な暗渠排水・湧水処理等の実施により、安全な農道や用排水路が確保され運搬作業の効率化が促進し、農作物の荷傷みや粉塵被害の防止が図られ、自給率の向上や品質の向上及び営農意欲の向上につながる。</p>
<p>関係法令</p>	

<p>件名</p>	<p>27 公共用地取得の際における未相続土地等の早期取得について (長野市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>相続登記がされていない土地や、いわゆる共有地で権利関係が複雑な土地などを公共用地として取得するために、相続など権利関係の解決に多くの時間と労力を要する事例が多数存在し、事業の長期化など弊害が大きいことから、土地取得に当たって、簡易な供託制度や分筆登記の特例などの法的整備を要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>道路改良に伴う用地買収の際、特に中山間地域では、相続を原因とする所有権の移転登記がなされておらず、相続人の確定が困難な箇所が多数存在し、その解決に多大な時間と労力さらには経費を要することから、事業が長期化する大きな要因になっている。</p> <p>このため、長期間相続登記が放置され、相続人が多数となり相続登記が困難となっている場合などに、土地取得を早期に解決する法的整備が必要である。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>現在の制度では、未相続の土地を取得するには、法定相続人全員の同意を得て相続人を確定したうえで相続登記をしなければならないが、家督相続制度の廃止以降、相続登記がされていない場合には、法定相続人の数が膨大になるなど、登記が難しい事例が多数存在する。</p> <p>このような土地の取得に際しては、全国各地、場合によっては海外に在住する全ての相続人の了解が必要である。あるいは、相続人同士の間人間関係から全員の了解を得ることが難しい場合や、さらには、相続人が土地の境界や土地の存在そのものを知らないため理解を得るのに時間がかかるなど、さまざまな問題を時間をかけて解決しなければならず、道路事業等の進捗に大きな支障となっている。</p>
<p>関係法令</p>	<p>民法 不動産登記法 相続税法</p>

<p>件名</p>	<p>28 不登校対策及び特別支援教育の充実について (上田市・千曲市・佐久市・小諸市・東御市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>県事業「笑顔で登校」支援事業実施期間（3年間）の撤廃と県支援の充実及び、特別支援介助員学校配置に伴う経費について県の支援を要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>不登校児童生徒が増加する状況の改善策として、県が「笑顔で登校」支援事業を創設（平成22年度から3年間）し、不登校対策を新たに企画し取り組む市町村教育委員会が行う事業に対し支援されることとなったが、この問題は、3年間という短期間での改善は困難と思われ、継続した取り組みが必要となる。</p> <p>また、それに伴う経費の負担増が予想されるため、県支援の充実（補助率を1/2から2/3に充実）を要望したい。</p> <p>特別支援を必要とする児童生徒の就学について、国の方針により保護者の意向が重視されることに伴い、就学判定とは異なる学校、学級への入学、入級者が増えている。</p> <p>そのため、市町村教育委員会では独自に特別支援のための介助員を配置し、対象児童、生徒、担任への支援を行っており、それに係る経費が年々増加しているため、国・県における経費補助の支援を要望したい。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>県内、自治体同様、千曲市においても不登校児童生徒の対策に苦慮している。</p> <p>本年度から市及び教育委員会の重点課題として、総合教育センター内に「子ども家庭支援センター」を設置し、幼児期から継続した支援を行うための情報管理、支援体制、システムづくりを行うための専任職員を配置したが、そのための財源確保に苦慮している。</p> <p>年々特別に支援を要する児童生徒が増えており、小中学校特別支援介助員配置のための財源確保に苦慮している。</p>
<p>関係法令</p>	

<p>件名</p>	<p>29 一人ひとりに応じたきめ細やかな教育の推進について (須坂市)</p>																																																							
<p>提案要旨</p>	<p>発達障がい等により特別の支援を必要とする児童生徒に対し、きめ細かな支援を行うための教職員の配置の充実を図られたい。</p>																																																							
<p>提案理由</p>	<p>発達障がいのある児童生徒の増加に伴い、県内の各学校では「特別支援教育支援員」を配置し、一人ひとりの障害に応じた支援が行われている。</p> <p>この「特別支援教育支援員」については、平成19年9月までは、県のホットサポート事業としても取り組まれてきたが、国による交付税措置となったことに伴い廃止されている。</p> <p>一方、障がいのある児童生徒は増加しており、各学校に補助教員を配置しているが、現行の交付税措置では1日4時間程度(平成21年度、1校当たり1,200千円の交付税措置)の支援しかできない状況にある。このため須坂市では市費で、1日4時間分を補いかつ増員し、平成22年度は市内15校に24名を配置しているが、市の財政状況も厳しく一人ひとりに寄り添った支援は大変困難な状況にある。</p> <p>本来、教員の配置は県の責務と考えており、教育の機会均等や市町村間における教育の公平性からも、学校の実態に即した教職員が配置されるよう要望する。</p>																																																							
<p>現況及び課題等</p>	<p>須坂市における特別支援学級と児童生徒数</p> <table border="0"> <tr> <td>平成17年度</td> <td>小学校</td> <td>15学級</td> <td>40名</td> <td>、</td> <td>中学校</td> <td>8学級</td> <td>20名</td> <td>、</td> <td>計</td> <td>60名</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>小学校</td> <td>17学級</td> <td>44名</td> <td>、</td> <td>中学校</td> <td>8学級</td> <td>23名</td> <td>、</td> <td>計</td> <td>67名</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>小学校</td> <td>18学級</td> <td>46名</td> <td>、</td> <td>中学校</td> <td>9学級</td> <td>38名</td> <td>、</td> <td>計</td> <td>84名</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>小学校</td> <td>18学級</td> <td>51名</td> <td>、</td> <td>中学校</td> <td>8学級</td> <td>34名</td> <td>、</td> <td>計</td> <td>85名</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>小学校</td> <td>19学級</td> <td>55名</td> <td>、</td> <td>中学校</td> <td>10学級</td> <td>41名</td> <td>、</td> <td>計</td> <td>96名</td> </tr> </table> <p>このほかに原籍学級内にも、集団生活になじめない児童生徒も多い。</p> <p>平成22年度 教員補助員予算額(当初) 41,712千円</p>	平成17年度	小学校	15学級	40名	、	中学校	8学級	20名	、	計	60名	平成18年度	小学校	17学級	44名	、	中学校	8学級	23名	、	計	67名	平成19年度	小学校	18学級	46名	、	中学校	9学級	38名	、	計	84名	平成20年度	小学校	18学級	51名	、	中学校	8学級	34名	、	計	85名	平成21年度	小学校	19学級	55名	、	中学校	10学級	41名	、	計	96名
平成17年度	小学校	15学級	40名	、	中学校	8学級	20名	、	計	60名																																														
平成18年度	小学校	17学級	44名	、	中学校	8学級	23名	、	計	67名																																														
平成19年度	小学校	18学級	46名	、	中学校	9学級	38名	、	計	84名																																														
平成20年度	小学校	18学級	51名	、	中学校	8学級	34名	、	計	85名																																														
平成21年度	小学校	19学級	55名	、	中学校	10学級	41名	、	計	96名																																														
<p>関係法令</p>																																																								

<p>件名</p>	<p>30 スクールカウンセラー配置体制の充実について (須坂市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>「いじめ」、「不登校」、「学校不適應」など問題を抱える児童生徒、保護者、教職員へのカウンセリング機能を充実させるため、全中学校へスクールカウンセラーの配置を要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>「いじめ」、「不登校」、「学校不適應」など問題を抱える児童生徒の原因は、それぞれ千差万別であり、個々のケースに応じた支援が必要である。 このため学校内のカウンセリング機能として、スクールカウンセラーが配置されているが、相談を必要とする者は児童生徒・保護者のみならず、悩みを抱える教職員、また生徒指導に当たるための相談も増加していることから、臨床心理士を養成し、全中学校にスクールカウンセラーを配置し、カウンセリング機能が充実されるようを要望する。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>悩みを抱える児童生徒、保護者等の増加と共に、相談内容が多岐多様にわたっているため、長期間、定期的な継続相談が必要となっているが、現在の県の配置基準では、きめ細かな相談活動は困難となっている。 このため、須坂市では市費で2名増員し、各中学校に配置している。</p>
<p>関係法令</p>	

<p>件名</p>	<p>31 文化財保護事業に伴う県費補助金の拡充、増額について (千曲市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>県内の国・県指定文化財は、平成18年は969件が、平成22年6月現在1,099件と増加しており、本県には多数の指定文化財があり、今後調査の進展により更に増えるものと考えられ、積極的な整備・保護により継承する必要がある。</p> <p>国・県指定の文化財保護事業について、市町村の負担が増大している現状であるので、県費補助金の拡充、増額を県に要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>文化財保護事業に係わる県補助率は、従前より低い状況に加え更に平成22年度から補助率が引き下げられ(7.5%から5%に減額)、新規事業については補助対象外とされている。</p> <p>県指定の文化財保護を進めるうえで市町村の費用負担は大きく、県に対し文化財保護事業への県費補助の拡充、増額を強く要望する。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>平成16年度より、国庫補助金かさ上げ県費補助金を15%から7.5%に減額し、新規事業については県費補助対象外になった。</p> <p>更に本年度より、継続事業分の国庫補助金かさ上げ県費補助金を7.5%から5%に減額になった。</p> <p>国指定文化財については国庫補助金で対応できるが、県指定文化財については財政難を理由に県費補助金が減額されているので、当該市町村の財政負担が大きい、県においても応分の負担をされたい。</p>
<p>関係法令</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法 ・ 文化財保護法 ・ 長野県文化財保護条例

<p>件名</p>	<p>32 国民健康保険事業に係わる、国の財政支援の拡充について (飯田市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>国民健康保険事業に対する国庫負担を増額されたい。当面、経済の落ち込みによる国保税収の減少に対するカバー分について、国の財政支援の増額を要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>①長引く不況により被保険者の所得が減少している。 ②今年度の診療報酬改定が10年ぶりのアップとなったことによる医療費の増加。 以上により、大幅な財源不足が生じる見込となり、国保事業の安定的持続的な運営に支障を来す状況となっている。国保事業は国保法の規定により特別会計による運営が義務づけられており、一般会計からの法定外繰入についても厳しい政策的判断が求められる。 このことから、現下の社会、経済状況を鑑みて、不況に伴う被保険者の課税基礎額の減少に伴う税収減に対して、国の財政支援増額を要望する。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>当市では平成22年度の国保税率の算定に当たって、被保険者の負担増となる税の改定率を抑制するため、 ①基金の全額取り崩し ②所得割額の減少分について、臨時的措置として一般会計から法定外の繰入を行った。 しかし、次年度以降も保険給付費の財源不足が続く見込で、基金が底をついた現状では、国保事業の運営は非常に厳しく、不安定な状況を余儀なくされる。また、平成25年に予定される後期高齢者医療制度の廃止、医療保険制度改革の状況も不透明であり将来への不安が大きい。</p>
<p>関係法令</p>	<p>国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）</p>